

法学部

コミュニティ・コース

2019 年度ガイド



THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU
公立大学法人北九州市立大学

CONTENTS

■ コース内容・受講料・受講期間	P1
■ 例えばこんな受講が可能です	P2～3
■ 受講できる科目	P4～5
■ C.C. 受講生の声	P6
■ よくある質問 Q&A	P7～9
■ 北九州市立大学法学部について	P10
■ C.C. の設置趣旨	P11
■ 大学用語集	P12～13

～ 2019 年度コミュニティ・コース年間スケジュール ～

申込みから決定まで

募集期間	2月18日(月)～3月7日(木)
受講決定相談会	3月24日(日)
受講許可者発表	4月 1日(月)
受講料納入期間	4月 1日(月)～4月10日(水)

1 学 期

1学期授業開始	4月 9日(火)
期末定期試験期間	8月 2日(金)～8月8日(木)
夏季休業期間	8月11日(日)～9月26日(木)
1学期成績開示	9月中旬

2 学 期

2学期授業開始	9月 27日(金)
期末定期試験期間	1月30日(木)～2月5日(水)
2学期成績開示	3月上旬
修了証書交付式	3月23日(月)

コミュニティ・コースって？

- 法学部コミュニティ・コース(Community Course:略称 C.C.)とは、北九州市立大学法学部が、意欲のある「社会人」の方々に、大学で行われている専門教育を提供するコースです。社会に出てから、職場や家庭において、法律や政策の専門知識が必要だと感じるものがきっとあると思います。そうしたときに、必要とされる専門教育を提供していこうという法学部独自の制度です。この冊子をご覧になっている皆さんの前には、大学という「知の宝庫」へと続く扉が開かれているのです。
- 専門的知識やスキルを修得するために、関心のある問題やテーマに沿って、法学部で開講されている専門教育科目のなかから、研究報告や討論などを中心とした演習科目(ゼミ)、または専任教員による定期的な個人指導と講義科目を組み合わせ、在学生と一緒に受講していきます。共に学び、共に研鑽を積んでいきます。
- C.C.を修了した方には「修了証書」を交付します。この修了証書は、大学卒業資格や単位修得の証明をするものではありません。また、修了証書以外の証明書は一切発行しません。

コース内容・受講料 ～ ニーズに合わせたコースが選べます

C.C.では、法学部が開講している専門教育科目のなかから、演習科目(ゼミ)1科目、または専任教員による定期的な指導を必修として、他に複数の講義科目を組み合わせ受講します。社会人の皆様方のニーズに応じて、受講できる総科目数のパターンを選択できます。

		必修科目	講義科目	受講料/年額
入門コース	基礎編	専任教員による定期的な指導	1科目～3科目	94,800円
	演習編	演習科目(ゼミ)1科目		
総合コース	基礎編	専任教員による定期的な指導	5科目～7科目	189,600円
	演習編	演習科目(ゼミ)1科目		

- ※ 「入門コース」と「総合コース」では、受講できる講義科目数が違います。忙しくてあまり多くの講義が受講出来ない方は「入門コース」を、自分の学びたい分野について、体系的に多くの科目を受講したい方は「総合コース」をおすすめします。
- ※ 「基礎編」は専任教員による定期的な個人指導(月1回程度)を行います。初めて法律や政策を勉強する方におすすめです。
- ※ 「演習編」は研究報告や討論などを中心とした演習科目(ゼミ)1科目を必修とします。

受講期間

2019年 4月～2020年 3月の1年間

例えばこんな受講が可能です。

*過去の時間割をもとにしたモデルケースです。

- C.C.受講生は、まず学びたい分野の演習科目(ゼミ)または専任教員を選択し、関連のある講義科目を組み合わせることで時間割を決定します。講義科目は「入門コース(基礎編)」、「入門コース(演習編)」なら1~3科目、「総合コース(基礎編)」、「総合コース(演習編)」なら5~7科目と、自分のスケジュールに合わせて受講数を調整できます。

- **Case 1** 大好きな街を住みやすい街にするために学びたいけど、学生といっしょのゼミを受講するのはちょっと自信がないDさん

Dさん
45才

私のまちは私がつくる！

ゴミ置き場の管理を誰が担うのか、リサイクルと資源ゴミの回収にどう取り組むか、駅前に大量に自転車が放置されていて通行の妨げになっているけど……。今の世の中、行政が動くのを待っているだけでは、安全で住みやすい環境は手に入りません。でも、いったい誰がどうやって？

『入門コース(基礎編)』で 地域社会の問題解決について学べる講義を中心とした時間割

1学期(4月~8月)	月	4限	都市政策論
	金	2限	公共政策論
2学期(10月~2月)	水	2限	環境政策論

※ 専任教員による面談指導。(月一回程度):勉強の進め方や「住みやすいまち」にする方法についてマンツーマンで相談

- **Case 2** 裁判員制度について学びたいKさん

Kさん
52才

裁判員って何だろう・・・？

『裁判員制度』の「裁判員」って何をするんだろう？テレビや新聞で犯罪や裁判の話は見聞きするけれど、実際の裁判で何が行われているか、よく分らない…。だか

『入門コース(演習編)』で刑法のゼミを中心とした時間割

1学期(4月~8月)	木	2限	法学総論
	木	5限	刑事訴訟法各論
	金	4限	刑法専門演習Ⅰ(ゼミ)
2学期(10月~2月)	木	5限	刑事訴訟法総論
	金	4限	刑法専門演習Ⅱ(ゼミ)

講義時間

- 1限 9:00-10:30
- 2限 10:40-12:10
- 3限 13:00-14:30
- 4限 14:40-16:10
- 5限 16:20-17:50
- 6限 18:00-19:30
- 7限 19:40-21:10

受講科目数についての注意点

- ゼミが必修のコースでは、年間を通じて1学期は〇〇専門演習Ⅰや演習Ⅰを、2学期は〇〇専門演習Ⅱや演習Ⅱを必ず受講します。科目によっては、「〇曜〇限とペア」と時間割に表記されているものがあります。これは、その科目の講義を週に2回受講するもので(例えば月曜6限と木曜7限に受講など)、ペアで1科目とカウントします。

●Case 3

年金制度について学びたいRさん



国民年金は本当に大丈夫なのだろうか？

私の周りの人は、「年金なんて払ったってどうせ戻って来ないんだから払い損だよ」って言う人もいるし、払ったお金は実は今の
お年寄りのために使っているって話らしいし、自分のためじゃない
お金を払うのって、なんだか虚しい気がするけど……。そもそも
年金制度ってどうなっているの？

『総合コース(基礎編)』で年金制度について学べる講義を中心とした時間割

1学期(4月~8月)	月	2・3限	民法総則(ペア)
	月・水	4・2限	債権総論(ペア)
	火・金	5・4限	行政法総論(ペア)
	木	3限	福祉政策論
2学期(10月~2月)	月	4限	社会サービス法
	月	5限	所得保障法
	水	1限	福祉国家論

※ ペア科目はペアで1科目とカウントします。

※ 専任教員による面談指導。(月一回程度):勉強の進め方や「年金」についてマンツーマンで相談

●Case 4 身近な問題について、もう少し深く考えてみたいMさん



もう一度学びたい。

定年退職後、地域の問題に多く関わるようになり、選挙や地方自治など身近なことについて意外と知らない部分があることを実感しています。もう一度勉強し直そうと、大学で学んでいます。

『総合コース(演習編)』で政治学のゼミを中心とした時間割

1学期(4月~8月)	水	1限	地方自治論
	木	3限	福祉政策論
	金	1限	政治学
	金	3限	演習Ⅰ(ゼミ)
2学期(10月~2月)	木	3限	日本政治論
	金	2限	行政争訟法
	金	3限	演習Ⅱ(ゼミ)

受講できる科目

- 法学部の教育課程(カリキュラム)は、主として、「基盤教育科目」と「専門教育科目」からなり、C.C.では、「専門教育科目」を受講できます。(ただし、専門教育科目でも一部受講できないものがあります)。

法学部には、法律学科と政策科学科の2学科があり、法律学科では、主として法律学の理論と現実(判例)を学ぶことによって、法的・論理的な思考能力(リーガル・マインド)を身につけることができます。政策科学科では、社会で生起するさまざまな問題や政策課題、そしてそれらの解決策、さらにその背景となる思想や国内外の情勢を学ぶことによって政策立案能力を身につけることができます。

- 専門教育科目(※C.C.では一部受講できないものがあります)
 - ・法律学科…………… 下表を参照
 - ・政策科学科…………… 5ページ下表を参照

【法律学科専門教育科目】 *印は受講不可。*印以外の科目でも、受講者数調整や受講制限を行う場合があります。

講義科目					演習科目
	様々な法分野を体系的に学びます。日本の法は、憲法を頂点として相互に関連する体系を構成しています。講義を通じて、これら各法分野の知識を修得し、理解を深めていきます。				徹底した議論を通じて論理的思考力を養成します。
	基礎法系 (各法分野を横断的に支える基礎的分野)	公法・刑事法系 (国や地方自治体と個人との関係を規律し、その機構や国家権力の行使を対象とする法分野)	民・商事法系 (個人と個人の財産関係や家族関係、企業活動を規律し、私人間の利害調整を対象とする法分野)	社会法・国際法系 (雇用・福祉・市場を規律し、または国際社会の諸現象を規律する法分野)	
1 年次 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・法学総論 ・現代法曹論 0 ・現代法曹論 I 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法原論 ・憲法人権論 ・刑法犯罪論 ・刑法総論 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法総則 ・物権法 ・債権各論 ・民法入門 ・家族法 ・親族法 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会法総論 	法学基礎演習 I・II
2 年次 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・現代法曹論 II ・法思想史 ・外国法 ・日本法制史 ・法社会学 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法機構論 ・憲法訴訟論 ・行政法総論 ・行政争訟法 ・刑法犯罪各論 I ・刑法犯罪各論 II ・刑事訴訟法総論 	<ul style="list-style-type: none"> ・債権総論 ・相続法 ・担保物権法 ・民事訴訟法総論 ・民事訴訟法各論 ・会社法 I ・会社法 II ・企業取引法 I ・企業活動と法 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用関係法 ・労使関係法 ・社会サービス法 ・所得保障法 ・国際法 I ・国際法 II 	外国文献研究 I・II *
3 年次 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・法律実務論 I・II ・法哲学 ・比較法文化論 ・紛争処理論 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法 ・国家補償法 ・情報公開・個人情報保護法 ・刑事訴訟法各論 ・犯罪学 ・刑事司法政策 I ・刑事司法政策 II 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒産処理法 ・民事執行法 ・民事法の理論的展開 ・企業取引法 II ・証券市場と法 ・企業法の現代的展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・独占禁止法 ・知的財産法 ・環境法 ・社会法の現代的展開 ・国際私法 ・現代国際関係法 ・国際取引法 	専門演習 I・II
4 年次					専門演習 III・IV *

注・・・C. C. で受講できない科目

●基盤教育科目

(基盤教育科目は、学部・学科の区別を問わず、全ての学生が学ぶ課程です。基盤教育科目で学習する諸領域は、専門教育課程のための基礎ないし準備的な教育を目指したものではありません。)

- ・教養教育科目
- ・情報教育科目
- ・外国語教育科目

●法律学科提供科目のうち

- 外国文献研究 I・II
- 専門演習 III・IV
- 関連科目 A 群
- 関連科目 B 群

●政策科学科提供科目のうち

- 演習 III・IV
- 政策実践プロジェクト I・II
- 卒業論文
- 選択科目

●受講者数調整・受講制限を行う科目

●本学学生の受講申告がない科目

【政策科学科専門教育科目】*印は受講不可。*印以外の科目でも、受講者数調整や受講制限を行う場合があります。

	政策能力形成科目 (政策科学を学ぶための基礎的な知識・能力の形成のための科目)	政策理論科目 (政策研究に必要な基礎理論・思想などの科目)	政策実践科目 (具体的な政策課題を様々な観点から分析する科目)
1 年次 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・政策入門演習 ・政策科学入門 I ・政策科学入門 II 	<ul style="list-style-type: none"> ・政治学 ・行政学 ・政策規範論 ・政治過程論 ・都市環境論 ・福祉国家論 ・政治文化論 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO論 ・都市経済論
2 年次 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・演習 I・II ・政策実践プロジェクト I* 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共政策論 ・政策過程論 ・政党政治論 ・行政組織論 ・比較政策論 ・政策評価論 ・政策計量分析 ・都市計画概論 ・政策理論特講 ・西洋政治史 ・現代政治理論 ・政治思想史 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治論 ・福祉政策論 ・地方行政改革論 ・自治体政策研究 ・公共経営論 ・対外政策論 ・都市政策論 ・環境政策論 ・地域統合論 ・アジア地域社会論 ・途上国開発論 ・政策実務特講 ・政策実践特講 ・応用政策特講 ・都市マネジメント論 ・アジアのエスニシティ政策
3 年次 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・演習 III・IV* ・政策実践プロジェクト II* 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国文献研究 A 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国文献研究 B
4 年次	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業論文 * 		

50代 女性『これまでの人生とこれからの生き方のマネジメントに大成功』

いくつになっても学び直しができ、新しいことにチャレンジできる社会づくりを目指して政府による「人生100年時代構想会議」が昨年より始まっています。

私の茶道の師匠は50の手習いで茶道を始め、107歳まで茶道文化の継承やお弟子さんへの指導に当られました。私が入門を許された時、師匠は88歳でした。師匠の傍らでその生き方を見つめながら私もそのようにありたいと願ってきました。その答えを探す目的もあり法学部コミュニティ・コースに入りました。今後目指す方向性として、いのちの授業や相談業務（民事・家事・労働）等を考えています。これからの時間を退屈させない最適な答えが最短時間で見つかりました。お蔭さまでこれまでの人生とこれからの生き方のマネジメントにうまく成功しました。

なぜなら論文や研究の進め方等においてゼミの指導教員とゼロ距離でスーパービジョンを受けることが出来たからです。また、固定観念、先入観のない純粋な学生たちと共に学ぶ中で、新鮮で本質的な視点・問題意識を得ることが出来たからです。

法学部コミュニティ・コースで2年間学び、このコースは社会人にとって、大学院よりも融通が利くリーズナブルな生涯学習の場であると実感しています。

20代 女性『論理的に思考する姿勢が身につきました』

私は昨年3月に他大学を卒業し、4月から一年間、法学部コミュニティ・コースを受講しました。私は法律を学んだことはほとんどありませんでしたが、生活者として法律を学んだ方が良いですし、私は公務員を志望していますので法律を学んだ方が良いと考えて、受講を希望しました。世の中には様々な法律がありますが、その中でも民法は身近なものであり興味がありましたし、こちらのコースの受講について相談する際、小野先生が親切に対応してくださったので、先生の法学基礎演習Ⅰ・Ⅱの受講を決めました。演習は、教科書の内容を分割し、毎週担当を決めてレジュメを作って報告し、全員で理解するというスタイルでした。法学部の勉強は難しかったです。法について学ぶ時は論理的に思考する姿勢が必要でありますし、学んでいるうちにそれがだんだんと身についてくるのだということが、今回よくわかりました。ただ、私はまだまだ論理的な思考力は乏しいので、これからも努力でしなければと思います。

ゼミの学生さんたちと一緒に、「たこやきパーティ」をした折には、学校以外の場で学生さんたちと楽しいひとときを過ごすことができました。

また、自習時間にはよく図書館を利用させていただきました。「図書館サポーター」という係に興味を持ち、司書の方が丁寧で親しみやすい雰囲気の説明をしてくださったことに感謝しています。2020年に新しい学習指導要領が始まり、主体的・対話的で深い学びが重視され、それを実践できる場所が図書館であるということをテレビで知り、今後の教育制度や図書館の変化について注目していきたいと思います。

民法が改正されて相続に関するルールが変わります。今後も民法改正など法律について学んでいきたいと思っています。

一年間ありがとうございました。

よくある質問 Q&A

Q1

C.C.受講生はどれくらいの数の講義を受講するのですか？

受講する講義の数はコースによって異なり、コース内の決められた科目数の範囲内であれば、ご自身で決めていただけます。受講できる講義科目数は、「入門コース」では1～3科目、「総合コース」は5～7科目です。また「演習編」は、演習科目(ゼミ)1科目が必修です。なお、「基礎編」は演習科目(ゼミ)を受講しない代わりに専任教員による定期的な個人指導を行います。(演習科目、定期的な指導は、講義科目数に入っていない。))

		必修	講義科目
入門コース	基礎編	専任教員による定期的な指導	1科目～3科目
	演習編	演習科目(ゼミ)1科目	
総合コース	基礎編	専任教員による定期的な指導	5科目～7科目
	演習編	演習科目(ゼミ)1科目	

Q2

入門コース(基礎編)、総合コース(基礎編)の専任教員による指導とは、具体的にどのようなものですか？

月に1回程度、専任教員による指導を行います。履修状況の確認のほか、学習方法等の相談をすることが出来ます。

Q3

コミュニティ・コース基礎講座は、必ず受講しなければいけませんか？

任意参加です。ただし、法律や政策の基礎的内容を簡単に解説する講座ですので、初めてコミュニティ・コースを受講される方には、受講することをお勧めします。

Q4

週にどれくらい大学に通うことになりますか？

受講したいゼミや講義の時間割によりますので、人それぞれ異なります。現在受講中の方は、入門コースの方で週に2～3日通う方が多いようですが、必ずしもそうとは限りません。詳しくは、受講決定相談会の際に配布する時間割で確認できます。

Q5**仕事が終わった後に夜間の授業を受講することはできますか？**

地域創生学群の開設に伴い、2009年から外国語学部・経済学部・文学部・法学部の夜間主コースの募集を停止しているため、夜間開講(6限:18:00~19:30、7限:19:40~21:00)の授業は、開講数が少なくなっています。夜間の時間帯に受講したい授業が開講されている場合は、受講可能です。

※詳しくは、受講決定相談会の際に配布する時間割で確認できます。

Q6**在学生と同じ講義・ゼミを受講するのですか？**

在学生と同じ講義・ゼミを受講します。(コミュニティ・コース基礎講座を除く。)

Q7**大学のゼミと講義とはどういうものですか？**

大学の教育科目には、それぞれの学問領域についての基礎的・一般的な知識を提供する「講義」と、討論を通じて講義で修得した基礎的・一般的な知識を具体的に実践し発展させていく「演習(ゼミ)」があります。ゼミはコミュニケーションを通じて学習していく場ですから、C.C.受講生も一般学生と同じように報告や論文の提出などを行います。

Q8**どのような科目を受講できるのですか？**

法学部で開講される専門教育科目を受講できます。ただし、専門教育科目の中にも一部受講できないものがあります。詳しい科目名や受講不可の科目については、このガイドの4~5ページの「受講できる科目」をご覧ください。また、シラバス(講義概要)も合わせてご参照ください。

※「シラバス」は説明会、受講決定相談会でご覧いただけます。

Q9**C.C.を修了すると単位が修得できますか？**

成績評価は行いますが、単位認定は行いません。C.C.を修了した方には修了証書を交付します。ただし、この修了証書は大学卒業資格や単位修得の証明をするものではありません。また、修了証書以外の証明書は一切発行しません。

※原則、「基礎編」は専任教員による定期的な指導、「演習編」は演習(ゼミ)の成績が1学期、2学期ともにC以上(Q11参照)の場合、修了したものと認める。

Q10**C.C.受講生も試験を受けるのですか？**

一般学生の場合には、小テストやレポートの提出、そして学期末試験等が成績評価・単位認定の条件になっています(科目によって条件は異なります)。C.C. 受講生については単位認定は行いませんが、成績評価を行います(Q11参照)。この成績評価がC.C.の修了認定の資料になります。大学で勉強するので、一般学生と同じ試験を受けて勉強の成果を試してみることをお勧めします。

(なお正当な理由で、「試験を受けられない」、「課題を提出できない」、などの事情をお持ちの CC 受講生については、担当教員が個別に判断いたしますので、ご相談ください。)

Q 11**成績評価の方法は？ また、自分の成績を見ることはできますか？**

C.C.受講者全員に、成績開示を行っています。

成績評価の方法は、小テストの成績・レポートの評価・学期末試験の成績等を基礎として行われますが、その評価は担当教員によって異なります。成績評価の結果が、C.C.修了認定の際の資料となります。なお、学期末試験未受験の場合の成績は、原則として評価不能(一)となります。

成績	評価点
秀(S)	90点以上
優(A)	80点以上～90点未満
良(B)	70点以上～80点未満
可(C)	60点以上～70点未満
不可(D)	60点未満
評価不能(一)	

Q12**受講料の分割納入はできますか？**

2期分割納入が可能です。分割納入を希望される方は、事前に地域・研究支援課までご相談ください。

Q13**車で通学できますか？**

現在、北九州市立大学のキャンパス内の駐車場は台数に限りがあるため、在学生は毎年4月に学内駐車許可申請を行い、距離が遠い人や公共交通機関での通学が不便な人から優先的に学内駐車許可証を交付しています。C.C.受講生も学生と同様に駐車許可申請を行い、同じ条件のもとで審査を受けます。駐車許可が得られなかった方は公共交通機関で通学していただくことになります。

北九州市立大学法学部について

■法学部とは

法学部(1973[昭和 48]年 4 月開設)は法律学科と政策科学科の 2 学科からなり、各専門分野の権威と新進、老練と気鋭の教授陣が適切に配されており、学部創設以来、自由でアカデミックな学問的雰囲気のもとで、活気ある教育研究と学部運営が行われています。また、1984(昭和 59)年 4 月には、大学院法学研究科を設置して、高度の専門教育の体制も整えています。

本学部では、カリキュラム編成に当たり、幅広く一般教養を身につけることができるようにするとともに、法律学・政策科学・政治学の専門科目を初年次より漸次受講する方式を採っています。さらに、専門科目だけでなく、関連する経済学等の社会科学領域についても受講できるようにし、さらに、新しい学際的な研究分野についても、適宜にとりあげるよう努めています。

■少人数教育の重視

本学部における教育的特色は、教員と学生の近密な交流による少人数教育を重視していることです。また、研究・調査や教育内容を通じて、あるいは公開講座・講演会・外国の大学との研究交流等によって、地域との連帯や、国際化への対応も強化しているところです。

■着実にのばす就職実績

卒業生はそれぞれ国や地方の公務員をはじめとして、教育界、商社・銀行・製造業やサービス業等、広く官公庁や企業において活躍しており、その堅実性が評価されて就職実績を着実に伸ばしています。

■法律学科

“人・物・金・サービス・情報にかかわる諸問題をリーガル・マインドで理解・判断し、解決する実践力を養う”

法律は、高度に発達した現代社会をコントロールする枠組みです。社会の様々な現象と課題に適切に対応するためには「法的思考力(リーガル・マインド)」が必要となります。

法律学科は、この思考力を身につけること、すなわち、法についての深い理解、広い知識、総合的判断力を持ち、社会の諸々の現象に適切に対応することができる能力を培う法学教育を行い、現代社会の課題に柔軟に対応できる主体的・実践的な人材の養成をめざしています。

■政策科学科

“地域・国家・世界各レベルの問題を発見・分析し、主体的に政策を構想・立案・実行する能力を養う”

現代の世界は、福祉・環境・情報、政治体制や国家の枠組みの動揺、頻発する民族紛争、経済のグローバル化など、ミクロからマクロまでの各レベルで新たな問題に直面しています。それらを課題として捉え解決を図ることが、現代を生きる私たちに求められることです。

そのような現代的要請に応えようと政策科学科は、政策に関する理論を追求する政策理論科目群、フィールドワーク等の手法を用いて問題を分析する応用政策科目群、政策と密接に関わる法の知識を獲得する政策関連法科目群を体系的に配置しています。また、情報処理関連科目を必修として「情報化」への対応も考慮しています。

■開かれた大学 — 地域に根ざした大学を目指して

北九州市立大学は、社会に対して、そして地域に対して開かれた大学を目指し、大学における学問研究の成果を「公開講座」や市民センター等での講演という形で積極的に開放するよう努めています。また、勤労者や社会人のための「特別入試」の実施や「科目等履修生」制度による社会人等に対する勉学の場の提供、あるいは図書館や体育施設の一般市民への開放等、「生涯教育」の場を広く提供するなど地域社会の文化と教育の発展に寄与することを目指しています。

しかし、一般市民の教育へのニーズはますます多様化・高度化してきており、既存の制度だけでは、十分これに応えられなくなってきたのも事実です。そこで、法学部では、わたしたちの持っている教育システムのうちでも、最も実践的かつクリエイティブな教育の場である「演習(ゼミ)」とこれに関連する専門教育科目の講義とをセットで地域社会に開放し、地域社会の法律学・政治学・政策科学に関する要求に応えることにしました。これが、「コミュニティ・コース(C.C.)」です。

C. C. 設置の趣旨

■ 本学独自の生涯教育システム

C.C.は、学校教育法等にも特別の規定はありません。本学法学部独自の生涯教育システムです。「生涯教育の一環として地域住民に大学教育を組織的に提供すること」をその目的としています。

「生涯教育」は、最近の流行語のようですが、その語源は“lifelong education”の訳語で、人間は学齢期だけでなく、生涯にわたって学び成長する可能性をもっており、その学習が保障されるべきだ、というメッセージの込められたことばです。1965(昭和 40)年にパリで開かれたユネスコの成人教育推進委員会で、この語を使って生涯にわたる教育を組織的に進めることが提案されました。技術革新に伴う生活様式の変化、労働力の有効な再利用、余暇の増加、高齢者社会の到来などから、とくに必要とされるようになり、わが国でも1971(昭和 46)年、中央教育審議会が「生涯教育について」答申を行い、その政策化が始まりました。放送大学・大学開放の公開講座・民間のカルチャーセンターなどの盛況は、成人の学習意欲の強さを示しているといわれ、臨時教育審議会の教育改革の重点の一つにもなり、いろいろな意味で話題となりました。

中央教育審議会「生涯教育に関する小委員会」座長の三浦朱門氏は、「生涯学習と言われる大洋は広大かつ複雑で、たった一つの単語でカバーすることはドン・キホーテ的な冒険かもしれない。しかしこの大洋に鬱勃として動いている、さまざまな潮流に棹さしている人々の要望を国も自治体も、教育関係者も、今や無視することはできなくなっている」と述べ、市民の「生涯学習」の要求に応える「生涯教育」システムの開拓が不可避であることを主張しています。同委員会の「中間報告」では、大学の自主性に基づいて、生涯学習のために、履修形態やカリキュラムの多様化・柔軟化を進めていくことの重要性が指摘され、また、国や地方公共団体には、人々の学習が円滑に行われるよう、生涯学習の基礎を整備し、人々の自発的・自主的な生涯学習の基盤を整備していく役割が期待されています。

本学でも、生涯教育の在り方についてこれまでいろいろと論議を重ねてきました。とくに法学部では、1988(昭和 63)年の「第2部」開設に際して、社会人特別入試の制度を作り、大学で一般学生と全く同じカリキュラムをこなし、大学卒業資格を得たいと希望されている社会人の方々のために、門戸をあげました。彼らの学習意欲は素晴らしく、他の学生ばかりか、教員にも多くの刺激を与えてくれています。ただ、このシステムは、語学や体育実技なども受講しなければならず、資格取得を目指す人には良い制度だとは思いますが、二宮尊徳ばりの蛍雪生活を必要とします。

そこまでの時間的・経済的余裕はないけれど、一般的あるいは専門的な教養を身につけたいとお考えの方々には、特定のテーマについて、リレー講座を提供して人気のある「公開講座」があります。しかし、これは一般学生とは別に、社会人だけを対象とする特別の講演を聞くことになるので、当該テーマに特別の興味がある人には適していますが、大学で学生として広く学びたいという人には不向きです。

このような方には、一般学生と同じ講義を履修する「科目等履修生制度」があります。この制度は、「この先生のこの科目を履修したい」という具体的な希望のある人にはいいのですが、資格上の制限もあり、大学というものの特殊性にあまり慣れていない人には、ちょっと敷居の高い制度であることも事実です。

そこで、法学部では頭をひねり、「やりたいことは、おぼろげながら決まっているのだけれど、どんな先生にどんなふうにして指導を受けるとうまく勉強できるのかが分からない」という人達の生涯教育の新しいニーズに応えるために、C.C.を創りました。例えば、外国人の人権はどうなっているのだろうかとか、女性や子供の人権はどうしたら守れるのかとか、日本をとりまく国際情勢はどうなっているのだろうかなど、地域社会には、いろいろな学習意欲が渦巻いていることが、これまでの第2部の授業や公開講座などの経験を通じて明らかになってきました。

具体的には、それぞれの先生が個性ある教育を行っている演習(ゼミ)を開放して、教員・一般学生・地域住民が共有している問題関心をより発展させていくことにしました。しかし、大学のカリキュラムというものは、かなり組織的に整理されており、一部分をつまみ食いするだけでは十分理解できるものではありません。講義と演習(ゼミ)が一体となり、さらにはその問題をとりまく関連領域の理解とあいまってより深い理解へとつながっていくものです。前述のような問題関心をお持ちの方には、法学部で用意している体系的かつ組織的な教育システムの内のかたまりの一つを受講していただき、その方の生涯学習の一助にさせていただこうというのが C.C.の目的です。いうなれば、一般の大学教育がフルコースのメニューだとすれば、公開講座は日替り定食、科目等履修生制度は一品料理、そして C.C.は、メイン・ディッシュの決まったランチとでもいえるでしょうか。魚がいいのか、肉がいいのか、何を食いたいのか、お目当てのメイン・ディッシュが決まっている方にはお勧めのコースです

■生涯教育

人間は学齢期だけでなく、生涯にわたって学び成長する可能性をもっており、その学習が保障されるべきだ、という主張。1965(昭和40)年にパリにおけるユネスコ主催の成人教育推進委員会で、この語が用いられた。技術革新に伴う生活様式の変化、産業界の養成による労働力の有効な再利用、余暇の増加などからその重要性が主張されている。わが国では、1971(昭和46)年に中央教育審議会が「生涯教育について」答申を行い、その政策がはじまった。放送大学の発足、大学開放による公開講座、カルチャーセンターの盛況は、成人の学習意欲の強さを示している。また、臨時教育審議会は教育改革の重点の一つに、学校教育中心から生涯学習体系への移行をあげている。1988(昭和63)年文部省は、担当部局を生涯学習局に格上げし、本格的に取り組む体制を整えた。1989(平成元)年10月には、前記小委員会の審議経過の報告が提出されている。このように、生涯学習・生涯教育に対するニーズの高まりにともない、国も対応策を模索しつつある。しかし、社会全体の管理がますます強化されつつある状況の中で、このような一連の動きが市民の全生涯を統制することにつながるのではないかと危惧する声も聞かれる。重要なのは、市民一人ひとりが、自分で考え、行動していく力を育てていくことである。生涯教育の一環としての C.C. のキーワードは、本当の意味での「自主性」である。

■コミュニティ

地域社会・共同体・共同生活体・共同社会などと訳される。人間の歴史を振り返れば、地縁的な共同体こそが唯一の集団であったのだろう。ところが、社会の発展に伴い、特定の機能の遂行を目的とする意識的な目的集団が共同体の中で分化していき、目的遂行集団としてのアソシエーション(association)が成立していった。アソシエーションの機能の拡大・分化は、伝統的コミュニティを解体していく。しかし、人間の欲求は、目的合理性の追求だけでは充足され得ない。一定の地域住民が、その地域の風土的個性を背景に、その地域の共同体に対して特定の帰属意識をもち、自身の政治的自律性と文化的独自性を追求するコミュニティを再構築したいという要求が高まっている。大学も、卒業資格を取得するためのアソシエーションから、地域社会の構成するコミュニティの構成単位の一つへとその役割を変えつつある。学歴社会から生涯学習社会への視座の転換が要請される由縁である。

■公開講座

大学等において、その研究成果を広く社会一般に開放するために、当該大学の教員が一般社会人を対象に講義を行う事業の総称。戦後の教育改革の中で、学校の開放の一環として始められた。学校教育法第107条第1項は、「大学においては、公開講座の施設を設けることができる」と定める。公開講座は、大学と地域社会の結びつきを強め、大学の教育・研究活動を社会に還元する有力な手段の一つである。最近では、テレビ・ラジオを利用したり、ユニークな講師を招いて講座の内容を多様化するなど公開講座ブームが広がりつつある。

■科目等履修生制度

正規の学生として在籍せずに授業料目の履修を許す制度。通常、高校卒業程度・履修期間1年・単位単価で授業料を納めることになっている。本学の場合も、大学入学資格のある人・教職免許の取得を希望する人等を対象に、各学期につき20単位を限度に履修を認めている。

■教育課程 (カリキュラム)

学校その他の教育機関における教育的働きかけの計画全体を指す。高校までの教育機関においては、科学・芸術など文化諸領域から選択した教材区分と児童や生徒の発達・学習の段階に応じた配列を含む教育計画をいう。戦前の「教科課程」や戦後数年間の「カリキュラム」という用語に変わり、1950年代頃から教科以外の多様な活動を含めて「教育課程」という用語が使用されるようになった。戦前の教科課程は文部省が決めていたが、戦後は教師自身の手で編成するという原則が立てられた。しかし、現実には文部科学大臣の諮問機関である教育課程審議委員会の答申に基づいて、文部科学省が作成した学習指導要領によって決定されている。大学では、学部自治の原則に基づいて、学部単位で教育課程を決定している。カリキュラムは学部の看板であり、学部が提供する教育内容のメニューでもある。

■教養教育科目

職業のための専門教育に対し、人々に共通の一般教養を習得させる教育。特に大学の前期にわたる教養課程の教育を指す。わが国においては、学問の専門分野が細分化しすぎて人文的教養(ヒューマニティー)に乏しいことが常に指摘されてきた。「専門バカ」にならぬためにもその意義は大きい。専門領域の複雑化に伴い、相対的に一般教養を軽視する傾向も見られる。最近では、その縮小論や廃止論まで登場している。問題はその教養の内容であり、学際的な研究と対話の可能性を拓くためにも、「職業がしばしば人々を分離させるものだ」とすれば、教養は人々を近づけ結びつけるものである。」という先人(ランジュバン)のことは銘記すべきであろう。

■演習とゼミ (ゼミナール)

ドイツ語で演習、共同研究、研修会を指す。大学の専門教育は、講義で基礎知識を理解し、演習でこれを実際に応用し、ゼミナールでより創造的な研究活動へとつなげていくという形が基本となっている。しかし、わが国では、演習とゼミナールの区別はあまり明確ではなく、少人数による討論形式の授業を総称する用語としてゼミということばが通用している。演習にとどまるか、ゼミと呼ぶにふさわしいものになるかは、その構成員次第であることは言うまでもない。

■北九州市立大学法学会

北九州市立大学法学部は、教員・学生を中心メンバーとし、法律・政治・行政を中心とする諸学の研究および発表を目的とする「法学会」という組織を作り、機関紙『法政論集』の発行、研究会・講演会の開催、法学・政治学・政策科学等に関する資料の提供などの事業を行っている。学生会員は、年会費 4,000 円 (C.C. 受講生は年会費 3,000 円) を納入し、機関紙の配布、研究報告の聴講、情報の提供、ゼミ論集への補助などを受けることができる。2号館4階・政策科学科資料室、5階・法律学科資料室の管理等についても法学会が重要な役割を果たしている。法学部を支える縁の下の力持ちである。

■専門教育科目

大学で学問の各分野に対応して行われる教育を指す。資格制度を持つ専門職に対応した職業教育(医師養成・法曹養成・教員養成等)から、工学・理学・文学・農学・経済学等の教育まで、幅広い領域をもつ教育分野である。わが国の大学の歴史的経緯から、学部ごとの専門分野が細分化しすぎて他の分野への理解を欠くという弊害がつねに指摘されている。この弊害を克服するためにも、学際的研究や専門教育の総合化が要請される。法学部における法律学・政策科学の研究教育活動も、このような長期的展望をもって展開されている。

■単位制度

学年で進級する学年制に対して、一定の要求された教科の単位の習得によって進級・卒業を認める制度。わが国のほとんどの大学は、単位制度と学年制度を併用している。教育が個人の能力と才能に応じた適切な指導を目指す以上、画一的になりがちな学年制の枠を超えて、それぞれ学習主体の必要に応じた科目選択がおこなわれるべきである。

例えば、法学部では、教養課程で、教養教育科目、外国語教育科目、情報教育科目の合計 40 単位、専門教育課程で、専門教育科目 84 単位の合計 124 単位が卒業単位となっている。授業方法によって異なるが、原則として半期 15 回(毎週 90 分 1 コマ・15 週)出席し試験に合格すると、講義については 2 単位が認定される。

< 主な参考文献 >

- 青木他編『現代教育学辞典』(労働旬報社、1988年)
- 碓井正久「教育問題用語の解説」(自由国民社『1990年版現代用語の基礎知識』)919頁以下
- 下村哲夫他「教育」(朝日新聞社『1990年版知恵蔵』)606頁以下
- 中央教育審議会「中教審ニュース」第2号(1989年)
- 山住正巳「教育」(『1989年版イミダス』)795頁以下
- 吉田他編『教育学用語辞典』(学文社、1973年)

北九州市立大学コミュニティ・コース規程

平成17年4月1日
北九大規程第65号

(趣旨)

第1条 生涯教育の一環として地域住民に大学教育を組織的に提供することを目的として、法学部にコミュニティ・コースを設ける。

(部門)

第2条 コミュニティ・コースに、次の部門を置く。

- (1) 法律部門
- (2) 政策科学部門

(受講資格)

第3条 コミュニティ・コースの受講生は、18歳以上で、教授会の議を経て、学長が適当と認めた者とする。

(出願の時期)

第4条 受講志願者は、毎年所定の時期に願書を学長に提出しなければならない。

(受講コース)

第4条の2 受講コースとして総合コースと入門コースを設ける。

- 2 総合コースは法学部専門教育科目を組織的・体系的に学ぶコースとし、入門コースは受講生の負担を軽減した入門的・導入的コースとする。

(受講生数)

第5条 各演習科目ごとに若干名とする。

(受講期間)

第6条 コミュニティ・コースの受講期間は1年とする。

(受講科目)

第7条 受講科目は、受講年度に開講される専門科目のうち、総合コース（基礎編）は5科目以上7科目以内、総合コース（演習編）は演習を必修とし6科目以上8科目以内、入門コース（基礎編）は1科目以上3科目以内、入門コース（演習編）は演習を必修とし2科目以上4科目以内とする。

(演習の履修許可)

第7条の2 学部長は、受講申請に対し、教授会の議を経て、演習の履修を許可することができる。

(修了の認定)

第8条 学長は、教授会の議を経て、コミュニティ・コースの修了を認定する。

(修了証)

第9条 学長は、コミュニティ・コース修了者に対して修了証を交付する。

(受講生の心得)

第10条 受講生は、受講許可証を携帯し、学内諸規則を守らなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、コミュニティ・コースの履修に関し必要な事項は、別に学長が定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

公立大学法人 北九州市立大学

〒802-8577 北九州市小倉南区北方四丁目 2 - 1

TEL: 093-964-4194

MAIL: chiiki@kitakyu-u.ac.jp